

## 本日の進め方について

今回提出された内容については、以下の方針で御意見を頂くこととしたい。

- 要望書1(総合栄養食品の許可基準見直し)については、既存の許可基準の見直しであることから、要望内容を踏まえ、事務局が整理した「資料3-1:総合栄養食品の許可基準見直しの論点」について、御意見を頂く。
- 要望書2(病者用食事セットの許可区分の追加)については、新たな食品区分の追加であることから、要望内容を踏まえ、事務局が整理した「資料4-1:病者用食事セットの許可区分追加の論点」について、御意見を頂く。
- 要望書3(個別評価型病者用食品に関する許可基準の見直し)については、特別用途食品の基本的許可基準である「食品の栄養組成の加減」を前提とした要望ではないことから、「資料1-3:要望書3(個別評価型病者用食品)」について、自由な御意見を頂く。

### (参考)許可基準の見直し方法

※ 特別用途食品の表示許可等について 抜粋

(平成 29 年3月 31 日消費表第 188 号 最終改正:平成 30 年8月8日消費表第 403 号)

#### 第8 新たな許可区分の追加及び既存の許可基準の見直しについて

1 新たな食品区分を追加又は既存の許可基準の見直しを要望する場合、次の書類を添付し、要望を消費者庁食品表示企画課(以下「食品表示企画課」という。)に提出すること。

##### (1) 新たな食品区分の追加

- ア 許可区分を追加する必要性や市場における販売実績
- イ 表示の適用範囲(対象者に関する内容を含むこと。)
- ウ 安全性に関する根拠に基づく許可基準案
- エ 許可基準案の評価方法(分析方法及び詳細な測定条件)
- オ 必要的表示事項案(消費者が適切に選択及び使用するための表示及び注意事項等)

##### (2) 既存の許可基準の見直し

- ア 既存の許可基準の見直しの必要性(課題に関する根拠等)
- イ 許可基準の見直し案(安全性に関する根拠を含む。)

#### 2 要望の検討方法

上記(1)及び(2)については、消費者庁において医師、薬剤師、管理栄養士等から構成される場を設け(原則として1年に1回程度、秋を目途に開催)、その意見を参考にして判断する。また、特に高い専門性が求められる場合は、必要に応じて有識者等からも意見を聴くこととする。